大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　金沢市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　熊本市 鹿児島市　宮崎市 那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 盛岡市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　高知市 松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成27年６月26日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　論文試験、専門試験及び人物試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のア及びイの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、記述式による憲法の筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　専門試験及び論文試験　平成27年５月31日（日）

イ　人物試験　平成27年７月８日（水）から８月７日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

⑸　最終合格者発表　平成27年８月27日(木)に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。(申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］)

⑵　申込受付期間　平成27年４月２日（木）午前10時00分から同月13日（月）まで

なお、申込みは、平成27年４月13日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職（大卒程度））」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成27年４月２日（木）から同月６日（月）まで

なお、平成27年４月６日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込受理後の試験地等の変更の禁止

受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。

２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成27年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員

平成27年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）及び同（裁判所事務官、大卒程度区分）(以下「総合職試験（裁判所事務官）」という。)並びに平成27年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）(以下「一般職試験（裁判所事務官）」という。)の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成27年４月１日　最高裁判所

１　総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官）の基礎能力試験(多肢選択式)担当

千葉大学准教授	安部　朋世
高知大学講師	新井　泰弘
専修大学教授	飯尾　秀幸
東北大学大学院教授	井龍　康文
東京学芸大学講師	臼倉　美里
日本大学准教授	大岡　聡
神戸大学大学院教授	桔梗　宏孝
中央大学教授	栗原　文子
千葉大学教授	佐藤　宗子
成蹊大学教授	里川　重夫
神奈川大学准教授	清水　俊裕
首都大学東京教授	首藤　啓
大阪市立大学大学院准教授	手塚　洋輔
駒澤大学教授	中嶋　真也
筑波大学教授	中村　幸治
北海道大学大学院准教授	仁平　尊明
京都大学国際高等教育院教授	服部　高宏
東北学院大学准教授	細谷　圭
中央学院大学准教授	馬渕　浩二
駒澤大学教授	村松　幹二
高知大学教授	諸澤　俊介
山口大学大学院教授	柳　研二郎
山口大学大学院教授	柳原　宏
静岡大学准教授	依岡　輝幸

２　総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官）の第１次試験専門試験（多肢選択式）担当

経済理論	高知大学講師	新井　泰弘
経済理論	神奈川大学准教授	清水　俊裕
経済理論	東北学院大学准教授	細谷　圭
経済理論	駒澤大学教授	村松　幹二

３　総合職試験（裁判所事務官）の第２次試験専門試験（記述式）担当

民法	明治学院大学教授	今尾　真
刑法	首都大学東京大学院教授	木村　光江
民事訴訟法	東京大学大学院教授	垣内　秀介
刑事訴訟法	慶應義塾大学大学院教授	佐藤　隆之

平成27年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

平成27年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）及び同（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成27年４月１日　最高裁判所

１　第１次試験基礎能力試験（多肢選択式）担当

千葉大学准教授	安部　朋世
高知大学講師	新井　泰弘
専修大学教授	飯尾　秀幸
東北大学大学院教授	井龍　康文
東京学芸大学講師	臼倉　美里
日本大学准教授	大岡　聡
神戸大学大学院教授	桔梗　宏孝